

○厚生労働省告示第三百三十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の十六第二項の規定により、次に掲げる登録認証機関の基準適合性認証の業務の全部の停止を命じたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

登録番号	名 称	基準適合性認証の業務の停止の期間	命令発出日
A M	フジファルマ株式会社	平成二十六年八月十九日から 平成二十六年九月一日まで	
		平成二十六年八月十八日	